

随意契約及び単独見積理由書

1 随意契約理由

この業務委託の設計額が100万円に満たないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とする。

2 単独見積理由

この業務委託は、すでに実施設計まで終えていた令和3年2月13日に発生した地震の被災箇所が、令和4年3月16日に発生した地震で増破したことから、被災箇所復旧工事の実実施設計を増破分を含めたものに修正するものである。

このため、令和3年度に実施した設計委託「相馬農業高等学校体育館等災害復旧工事設計委託」の受注者であれば、その時の成果品データや現場調査の情報があり、それをもとに本業務を行うことができ、他者と比較して、調査や図面作成のといった工数を少なくすることが可能で安価で契約できる。

このことから、複数の者からの見積書徴収は不相当であるため、福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号の規定により、前出業務委託の受注者である「(株)小島建築設計事務所」1者からの見積書徴収とする。

見積書徴収相手方

(株)小島建築設計事務所 代表取締役 小嶋裕一
所在地:福島市北沢又字稲荷中川原1

【参考】 福島県財務規則施行通達

第269条関係

- 1 「なるべく」のうちには、次に掲げるような場合には、これによらなくても差し支えないという意味を含む。(1)～(2)の場合にあつては、支出負担行為調書上にその具体的な理由及び根拠を記載すること。
 - (1) 急速に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
 - (2) 契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴し、又は第1項に規定するファイルに記録させることが困難又は不相当であるとき。
 - (3) 見積書を徴した者及び第1項に規定するファイルに記録させた者の合計が2人であるとき。